

原安 第 316 号
平成23年10月28日

新日本婦人の会佐賀県本部
会 長 田中 秀子 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する要求書に対する回答について

2011年6月2日付けで提出のあった要求書について、別紙のとおり回答
します。

6月2日付要求書に対する回答

1. 玄海原発1号機の原子炉圧力容器の老朽化が、従来の予測を超えて進んでいるとマスコミでも報道されています。震災で緊急冷却が必要な場合、圧力容器本体が壊れる可能性が高いので廃炉にしてください。

(答)

原子力発電所では、中性子による原子炉容器の脆化の程度を把握するために、原子炉容器内にあらかじめ装荷した照射試験片を計画的に取り出し、破壊試験等を行うことによって、脆性遷移温度の上昇量を確認されています。

玄海原子力発電所1号機において、脆性遷移温度が従来の予測を超えて高くなっていることについて、脆性遷移温度は、運転開始60年後においても約91度と推定されており、電気技術規程による新設炉の運転期間末期にける脆性遷移温度の基準、93度未満を満足しています。

また、原子炉の安全性については、脆性遷移温度の値だけで判断するのではなく、様々な運転状況において温度、圧力条件で原子炉容器が耐えられるかが重要であり、通常運転時はもちろん、原子炉が急冷されるような事故時においてもどうかなどについて、電気技術規程に基づき、安全性が確保されるところを事業者において確認しています。

ただ、脆性遷移温度について県民の皆さまの中で不安視する声もあるため、国に対して、高経年化対策も含めた安全基準の見直しをはじめとした安全対策全体の総点検を行うよう求めています。

2. 3号機の危険なプルサーマル運転は中止してください。

(答)

プルサーマル運転開始に当たっては、法令に基づく国の各種の検査で安全が確認され、正常に運転が行われております。MOX燃料を使った場合にも、ウラン燃料だけを使った場合と同じように安全性は確保されていると考えています。

また、緊急安全対策においても、プルサーマル運転のプラントも、通常運転の場合に比べて運転停止後の燃料の発熱量が大きいことを踏まえた緊急安全対策が実施されていることを確認しましたので、直ちにプルサーマル運転をやめるべきだとは考えておりません。

3. 2号機は安全が確認されるまで運転再開しないで下さい。

(答)

定期検査中の原子力発電所の運転再開については、政府としてのストレステストの判断基準や再稼働に向けての具体的な取り組み方針などがいまだ明確ではないため、県として、再稼働について言及する段階ではないと考えていますが、いずれにしても、安全性の確保が最優先と考えています。

また、定期検査中の原子力発電所の運転再開の判断については、法令に基づき一元的に

規制監督の責任を負っている国が責任を持って判断するとともに、国民、住民の不安に対して説明責任を果たすことが必要だと考えています。

4. 電力を被曝の危険がある原子力発電に頼らず、水力・風力・地熱など安全なエネルギー発電に切り替えてください。

(答)

原子力発電による発電量は、国内の電力供給の3割を占めていますが、今回の事故を踏まえると、今後の我が国のエネルギー政策のあり方、特に原子力政策のあり方については、国が、将来の選択肢と、その判断材料となる情報を整理したうえで国としてのビジョンを提示し、国民的議論を経て合意形成を図るべきだと考えています。

一方、現時点では、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギーが全発電量に占める割合は極めて小さいのですが、地球温暖化対策やエネルギー自給率向上、エネルギーの多様化などの観点から、今後、加速度的に普及を図っていくことが必要と考えています。

5. 学校耐震化を早急に進めてください。

(答)

国では、平成27年度までに、学校等の耐震化率を9割にすることを目標としています。

一方、県では、平成27年度までに、県立学校の耐震化を全て完了させることを目標とし、その確実な達成に向けて、現在計画的に取り組んでいるところです。

6. 今回のような大災害が佐賀県に起こった場合を想定し、住民の安全を守る体制をつくってください。

(答)

県としては、今回の事故が起きた場合も想定して、対策をあらかじめ講じておくことが必要との認識のもと、現在、県の地域防災計画等の見直し作業を進めています。

まだ福島での事故が収束しておらず、正確な情報が十分にはつかめていない状況ではありますが、福島第一原子力発電所における事故後の防災対策に係る教訓を踏まえ、市町を越えた広域的な避難計画の作成や防災資機材の配置の見直し、スクリーニング体制をはじめとした緊急被ばく医療体制の充実等について、県独自で対応できる部分については、早急に対応していくこととしており、平成23年8月1日に、地域防災計画の見直しをする平成23年度末までの間における、初動対応（1週間程度を想定）に関する暫定的な行動計画（広域の避難計画を含む）である「佐賀県原子力災害暫定行動計画」を策定しました。

いずれにしても、県としては、県民の皆様、更なる安全と安心を高めるため、早急に地域防災計画を見直し、県として、しっかりとした防災対策を講じていきたいと考えています。